

審 査 基 準

令和 7 年 8 月 8 日作成

法 令	名：道路交通法
根 拠 条 項	第 1 0 1 条第 6 項
処 分 の 概 要	運転免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原 権 者（委任先）	福岡県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法第95条の 6 第 1 項及び第 2 項（免許証等の有効期間）、 第101条第 1 項及び第 7 項（免許証等の更新の申請及び定期検査）、第 101条の 2 の 2 第 1 項（免許証等の更新に係る申請先の特例）、第101 条の 3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の 4 第 1 項から第 3 項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の 7（優良運転者及び違反運転者等に係る 基準）、第37条の 6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講 習を受ける必要がない者）、第37条の 6 の 2（免許証等の更新を受け ようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）、第29条の 2 の 2（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第 1 条（講習の基準）、第 2 条 （講習の基準）
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	即日 ※ 福岡県外に住所地を有する者の経由申請（免許情報記録の有効 期間の更新の場合を除く。） 2 日間 福岡県内に住所地を有する者の経由申請（免許情報記録の有効 期間の更新の場合を除く。） 3 日間 （上記期間には、いずれも行政庁の休日は含まない。）
申 請	先：自動車運転免許試験場、自動車運転免許試験場更新センター、遠隔 地警察署又は八女警察署黒木交番
問 合 せ	先：警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場試験場係 ○ 福岡自動車運転免許試験場（092-565-5010） ○ 北九州自動車運転免許試験場（093-961-4804） ○ 筑豊自動車運転免許試験場（0948-26-7110） ○ 筑後自動車運転免許試験場（0942-53-5208）
備 考	